船用鋳鋼40K玉形弁　F7329
船用鋳鋼40Kアングル弁　F7330
船用鋳鉄ホース弁　F7333
船用青銅ホース弁　F7334
船用鍛鋼空気玉形弁　F7336
船用鍛鋼空気アングル弁　F7337
船用鋳鋼空気玉形弁　F7340
船用鋳鋼空気アングル弁　F7341
船用青銅５Kユニオンボンネット形玉形弁　F7346
船用青銅５Kユニオンボンネット形アングル弁　F7347
船用青銅16Kユニオンボンネット形玉形弁　F7348
船用青銅16Kユニオンボンネット形アングル弁　F7349
船体付鋳鋼アングル弁　F7350
船用青銅５Kねじ締め逆止め玉形弁　F7351
船用青銅５Kねじ締め逆止めアングル弁　F7352
船用鋳鉄５Kねじ締め逆止め玉形弁　F7353
船用鋳鉄５Kねじ締め逆止めアングル弁　F7354
船用青銅５Kリフト逆止弁　F7356
船用青銅５Kリフト逆止め玉形弁　F7358
船用鋳鉄５Kリフト逆止めアングル弁　F7359
船体付鋳鋼仕切弁　F7360
船用鋳鉄５K仕切弁　F7363
船用鋳鉄10K仕切弁　F7364
船体付鋳鋼玉形弁　F7365
船用鋳鋼10K仕切弁　F7366
船用青銅５K上昇式仕切弁　F7367
船用青銅10K上昇式仕切弁　F7368
船用鋳鉄16K仕切弁　F7369
船用青銅５Kスイング逆止め弁　F7371
船用鋳鉄５Kスイング逆止め弁　F7372
船用鋳鉄10Kスイング逆止め弁　F7373
船用鋳鉄10Kねじ締め逆止め玉形弁　F7375
船用鋳鉄10Kねじ締め逆止めアングル弁　F7376
船用鋳鉄16Kねじ締め逆止め玉形弁　F7377
船用鋳鉄16Kねじ締め逆止めアングル弁　F7378
船用青銅20K玉形弁　F7388
船用青銅20Kアングル弁　F7389
船体付青銅玉形弁　F7403
船体付青銅アングル弁　F7404
船用青銅16Kねじ締め逆止め玉形弁　F7409
船用青銅16Kねじ締め逆止めアングル弁　F7410
船用青銅５Kユニオンボンネット形ねじ締め逆止め玉形弁　F7411
船用青銅５Kユニオンボンネット形ねじ締め逆止めアングル弁　F7412
船用青銅16Kユニオンボンネット形ねじ締め逆止め玉形弁　F7413
船用青銅16Kユニオンボンネット形ねじ締め逆止めアングル弁　F7414
船用青銅５Kユニオンボンネット形リフト逆止め玉形弁　F7415
船用青銅５Kユニオンボンネット形リフト逆止めアングル弁　F7416
船用青銅16Kユニオンボンネット形リフト逆止め玉形弁　F7417
船用青銅16Kユニオンボンネット形リフト逆止めアングル弁　F7418
船用鍛鋼20K玉形弁　F7421
船用鍛鋼20Kアングル弁　F7422
船用鍛鋼10Kねじ締め逆止め玉形弁　F7471
船用鍛鋼10Kねじ締め逆止めアングル弁　F7472
船用鍛鋼20Kねじ締め逆止め玉形弁　F7473
船用鍛鋼20Kねじ締め逆止めアングル弁　F7474
船用鍛鋼空気アングル弁　F7475

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年９月30日

大阪労働局長　石井　淳子

第４号中「１時間840円」を「１時間845円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年10月31日から効力を生ずる。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十一年九月八日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十一年九月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

兵庫県豊岡市（大字日高町久斗・祢布の各一部）の地籍図及び地籍簿

公　告

諸　事　項

有　権　者　申　出　方

元当局所属公証人三浦宏一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成21年９月30日　山形地方法務局

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成21年８月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成21年９月30日　財務大臣　藤井　裕久

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成21年４月１日から平成21年８月31日）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	179,812	3,551	
24	パテントレザー等	1,446	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	48,775	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	716,544	2,698	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	66,878	868	
29	履物の一部品目	55,373	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	32,608	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	134,821	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	19,713	523	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。